

## アプラスETC カード規定

### 第1 条 (本カードの発行)

1.株式会社アプラス (以下「当社」という。)は、当社の会員規約 (以下「会員規約」という。)に基づく会員 (以下「会員」という。)で、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社もしくは地方道路公社または都道府県市町村である道路管理者のうち、株式会社ジェーシービー (以下「JCB」という。)がETC 決済契約を締結した事業者 (以下「道路事業者」という。)が別途定めるETC システム利用規程を承諾のうえ、本規程に定めるアプラスETC カード (以下「本カード」という。)の発行を申込み、当社がこれを認めた方に、本カードを発行します。

2.本カードはETC システムを利用するための専用カードです。なお、有料道路事業者所定の料金所においては、本カードの提示により道路事業者所定の料金支払いを申出ることができます。

3.会員が本カードを利用する場合、会員規約および本規定が適用されます。また、ETC システムを利用した道路の通行方法、車載器の利用方法その他の事項については、ETC システム利用規程に定めるところによるものとします。

### 第2 条 (本カードの貸与)

1.当社は、第1 条により当社が認めた会員に、会員規約に基づき発行し貸与しているアプラスカード (以下「アプラスカード」という。)とは別に、本カードを貸与します。

2.本カードの所有権は当社にあり、会員はアプラスカードと同様に使用し管理しなければなりません。

### 第3 条 (本カードの有効期限)

1.本カードの有効期限は、当社が指定するものとし本カード上に表示した月の末日までとします。

2.当社は本カードの有効期限までにアプラスカードの退会または本規定の解約の申出のない会員で、かつ、当社が引き続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たな本カードを貸与します。

### 第4 条 (再発行)

本カードの紛失、盗難、破損および汚損により、会員が希望し、当社が審査のうえ認めた場合は、本カードを再発行します。

### 第5 条 (年会費)

会員は本カードの年会費のご負担はないものとします。ただし当社が特に必要と認めた場合、会員に通知のうえ当社所定のETC 年会費をご負担いただく場合があります。なお、ご負担いただく場合の支払済のETC 年会費は退会・利用会員資格が取消された場合等その他理由のいかんを問わず返還しないものとします。

### 第6 条 (カード発行手数料)

会員は、当社に対し、当社所定の本カード発行手数料 (新規発行時・再発行時)を当社所定の方法により支払うものとします。なお、支払済のカード発行手数料は脱会等の理由の如何を問わず返還しないものとします。

### 第7 条 (利用代金の支払いおよび利用可能枠)

1.会員は、本カードを利用した場合、ETC システム利用規程に基づいてETC システムに記録された料金または第1 条第2 項で支払を申出た料金を、アプラスカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、支払いは1 回払いのみとします。

2.前項の料金は道路事業者の請求データに基づくものとし、会員は当社に対して当該請求データの金額を支払うものとします。道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で解決するものとします。

3.本カードの利用可能枠は、アプラスカードのショッピング利用残高と合算して、会員規約により当社が別途通知したショッピング利用可能枠の範囲内とします。

4.第1 項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により道路事業者が自ら料金を徴収することがあります。

会員は、その場合当社が道路事業者に対して料金の徴収に必要な情報を提供することがあることについて予め承諾するものとします。

### 第8 条 (解約)

1.会員は、当社所定の方法により本規定を解約することができます。

2.当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本規定を解除することができるものとします。

(1) 会員が会員規約に基づく会員資格を喪失した場合。

(2) 会員が本規定および会員規約に違反したり、本カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合。

(3) 当社が有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。

3.会員はいずれの場合においても当社所定の方法により本カードの解約手続きを行うとともに、本カードを直ちに返却するものとします。

### 第9 条 (紛失・盗難等)

本カードの紛失、盗難などにより、他人に本カードを使用された場合、会員規約のカード紛失盗難の規定が適用されます。ただし、本カードを車内に放置していた場合、紛失、盗難について重大な過失があったものとみなします。

### 第10 条 (道路事業者への個人情報の提供)

会員は、以下に定める会員の情報を以下に定める目的で当社およびJCB が道路事業者に対して通知、提供する場合があることに同意するものとします。

(1) 会員がETC マイレージサービスのユーザー登録 (本項において変更登録を含む。)に際して本カードの会員番号を誤って登録した場合に、道路事業者が当該会員のユーザー登録を有効に完了するため、当社およびJCB が会員に代わって道路事業者に対し、当該会員の氏名および会員番号にかかる情報を通知すること。

(2) 第7 条第4 項の場合において、道路事業者が自ら料金を徴収するために、当社およびJCB が道路事業者に対し、会員の氏名、住所、電話番号

その他会員が当社およびJCB に届け出た当該会員の連絡先に関する情報を提供すること。

#### 第11 条（免責）

当社は、本カードの利用代金の決済に関する事項を除き、ETC システムおよび車載器に関する一切の紛議の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。

#### 第12 条（規定の改定）

将来、本規定が改定された場合は、当社がその内容を通知した後に会員が本カードを利用したことによって変更事項を承認したものとみなします。

#### 第13 条（その他の事項）

本規定に定めのない事項についてはすべて会員規約を準用するものとします。